

(第1回、最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和8年1月29日
契 約 業 者 名	東洋測量設計株式会社
契 約 業 者 の 住 所	山梨県甲府市伊勢一丁目4番11号
業 務 の 名 称	R6笛吹川流量等調査業務
業 務 場 所	笛吹川の富士川大橋上流から岩手橋まで及び、合流する支川の直轄範囲
業 種 区 分	測量
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、笛吹川における水位・流量観測所の横断測量、高水時における流量観測及び痕跡調査、低水時における低水流量観測、水収支を把握するための同時流量観測、河床の変動実態を把握するための横断測量を実施し富士川の河川管理や計画の基礎資料とするものである。
履 行 期 間 (自)	令和6年12月5日
履 行 期 間 (至)	令和8年2月27日
変 更 前 の 契 約 金 額	35,640,000円(税込み)
変 更 金 額	－858,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	34,782,000円(税込み)
変 更 理 由	1. 低水流量観測 低水流量観測における平均水面幅について、実施数量による精査変更 2. 高水流量観測・洪水痕跡調査 今年度の出水期において、高水流量観測、洪水痕跡調査を実施する出水がなかったことによる変更。 3. 河床変動横断測量 河床変動横断測量における平均測量幅について、実施数量による精査変更。 4. 路線測量・基準点測量 事業実施箇所において、現場条件から路線測量、基準点測量を実施しなかったことによる変更。 5. UAV等を用いた公共測量・水準測量・距離標設置測量 事業実施箇所において、現場条件から新たに測量を実施する必要が生じたことによる変更。 6. 量水板設置 流量観測箇所において、量水板を設置する必要が生じたことによる変更。 7. 履行期間 事業実施箇所における測量に時間を要していることから、履行期間を令和8年2月27日とする。